

佐賀市社会福祉協議会在宅高齢者等会食会・訪問交流助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域における見守り活動の「気付き」や「取り組み」に資することを目的として、地区社会福祉協議会等（以下「地区社協等」という。）が地域の高齢者を対象に公民館等において会食会等を行う際の費用の一部を予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

(1) 地区社協等 市内の校区社会福祉協議会、地域ボランティア団体及び地区民生委員児童委員協議会をいう。

(2) 会食会等 地区社協等が自主的に地区内の高齢者に対して行う会食会及び訪問による交流活動（手作りおやつ等の配布等）をいう。

(対象者)

(3) 会食会の対象者については概ね65歳以上の者をいう。ただし、訪問交流の対象者については地域内で気になる概ね60歳以上（ひきこもりや閉じこもりになる可能性がある方等）の者も助成対象とすることができる。

(助成対象者)

第3条 この要項に定める助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、地区社協等とする。

(助成金の額)

第4条 本会会長は、助成対象者が行った会食会等の実績に応じて、1名当たり300円以上の支出があった場合のみ予算の範囲内で1名当たり300円を助成する。なお、対象者以外で会食会にボランティアとして参加した者も助成対象とする。ただし、ボランティア数が対象者数を上回らないこととする。

2 前項の規定に係わらず、訪問による交流活動については、対象者のみを助成対象とする。1名当たり150円以上の支出があった場合のみ予算の範囲内で1名当たり150円を助成する。

3 前2項の規定に係わらず、対象者数とボランティア数の合計数が20人以下の場合は、助成をしない。

4 本会が行うその他の助成事業との併用は認めない。加えて、訪問交流活動の実施については、本事業を実施する目的において活動する場合にのみ助成を行うこととする。

5 同条第1項第2項の助成対象経費については、食材および食品のみとする。

(助成の方法)

第5条 前条の助成金は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

2 助成対象者は、在宅高齢者会食会等実施計画書（様式第1号）を本会会長が指定する日までに提出しなければならない。

(助成金の実績報告および交付申請)

第6条 助成対象者は、在宅高齢者会食会等助成事業実績報告書兼助成金交付申請書（様式第2号）に次の書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

(1) 在宅高齢者会食会参加者名簿（様式第3号）

(2) 実施内容が具体的に分かる資料（案内文、次第、プログラム、写真など）

(助成金交付の決定および通知)

第7条 本会会長は、第6条第1項に規定する交付申請があったときは、四半期毎に取りまとめ、当該申請に係る書類を審査し、交付すべきと認めたときはその額を決定し、速やかに在宅高齢者会食会等助成事業助成金交付決定通知書（様式第4号）で通知するとともに、助成対象者が指定する口座に振り込むこととする。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年3月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(助成金の額)

2 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、第4条第3項に規定する対象者とボランティア数の合計数については、「20名以下」を「10名未満」と読み替える。なお、その終期については、本会会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

第7条関係（別表）

条項	4半期毎	対象月	提出期限
条項第7条の規定による助成金交付期間	第1期	4月、5月、6月	別に定める。
	第2期	7月、8月、9月	
	第3期	10月、11月、12月	
	第4期	1月、2月、3月	